

くらし 後期高齢者医療制度からのお知らせ

▶問い合わせ 【保険料】 税務課 ☎ 73-3006 【保険料以外】 健康課 ☎ 73-3014
【全般】 県後期高齢者医療広域連合 ☎ 087-811-1866

令和3年度保険料のお知らせ

保険料の算定方法

年間の保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と前年中の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。保険料率は、県内全ての市町で同じです。

保険料の計算の基となる「均等割額」と「所得割率」は、令和2年度と同じです。保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

$$\text{保険料(年額)} \quad (\text{上限64万円}) = \text{均等割額} \quad 49,800\text{円} + \text{所得割額} \quad \text{前年の総所得金額等} - \text{基礎控除額}(43\text{万円}) \times 9.78\%$$

均等割額の軽減の基準

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額で軽減割合を判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合
43万円 + 10万円 × (★給与所得者等の数 - 1) 以下	7割
43万円 + (28.5万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (★給与所得者等の数 - 1) 以下	5割
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (★給与所得者等の数 - 1) 以下	2割

★一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者
※賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定しますが、年度途中で被保険者になった人は、資格取得が賦課期日になります。
※65歳以上の人は、公的年金所得について最大15万円を控除します。

年度途中に後期高齢者医療制度に加入する皆さんへ

【被保険者証】

年度途中に加入する人の資格取得日は次のとおりです。

事由	資格取得日
1 75歳になる人	誕生日
2 転入	転入により住所を定めた日
3 生活保護の停止または廃止になった人	停止または廃止となった日
4 障害認定を受けた人(※)	後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日

※65歳から74歳までの一定の障がいがある人(障害認定を受けるには申請が必要です)
※75歳になる人には、誕生日までに被保険者証が広域連合から特定記録郵便で送られます。
誕生日以降に使用してください。

【保険料】

保険料は、資格取得日を含む月から月割りで算定します。税務課から送付する納付書で納めてください。
※国民健康保険税が年金から天引きされていたり、口座振替になっていた人も、後期高齢者医療制度に加入した当初は、納付書での支払いに変更になります。(口座振替を希望する場合は、新しく口座の登録が必要です。)



くらし 空き家管理についてのお知らせ

▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎ 73-3044

空き家の適正管理をお願いします

空き家がなぜ問題になるのか
全国で空き家の増加による住環境の問題が増えていきます。

空き家は個人の財産であり、その管理は空き家の所有者(相続人を含む)や管理者、占有者が行わなければならないとされています。台風や豪雨などの際に瓦や外壁の落下や飛散など周辺への危害が懸念されています。

また、空き家を放置していると木や草が繁茂したり、不法侵入、火災の発生など防災・防犯上の問題にもつながり、近隣の人に迷惑をかけることとなります。

空き家の管理は所有者などの責任です

空き家が原因で誰かに被害を与えた場合、その所有者などが責任を負うこととなります。定期的に見まわり、補修や草刈などの適正な管理をすることが必要です。

近所・自治会への連絡が重要です

所有者や管理者は近隣の人や自治会などに連絡先を伝え、問題が生じたときは、すぐに対処できるようにしておくことが重要です。

空き家の将来を考えましょう

現在、きちんと管理されている空き家も、将来にわたって管理することは困難です。売却や賃貸住宅として貸し出すなど積極的な活用をご検討ください。

空家等管理事業者登録制度

空家等管理事業者の募集と紹介

空家を管理できる市内の登録事業者を

所有者へ紹介する制度を実施しています。空き家の管理にお悩みの人は、ぜひご利用ください。また、空き家の管理に必要な業務をしている事業者は、ぜひ登録をお願いします。

登録事業者への依頼方法

登録事業者の名称や所在地、連絡先、業務区域、管理事業の内容などの一覧をホームページや建築住宅課窓口で公表しています。空き家の所有者や管理者から直接事業者と連絡し、依頼してください。

※料金や管理内容などの契約に関し、市は一切関与しません。契約の際は、複数の事業者に管理内容や料金について確認することをお勧めします。

事業者登録について

登録事業者は随時募集しています。空き家の管理に必要な業務をしている人で要件を満たす人は、建築住宅課の窓口で登録を申し出てください。



空き家の管理とは

外観調査、庭などの除草、樹木の伐採、宅内清掃、宅内通風・通水、家屋修繕・解体その他空き家などを適正に管理するために必要な業務または活動

登録できる事業者の要件

- ① 市内に本店、支店などの事業所をおいている法人、団体または個人
- ② 空き家の管理のいづれかを行うことができること
- ③ 市税を滞納していないこと
- ④ 構成員に暴力団員がいないこと

老朽化した危険空き家の除却に補助金を交付します

空き家の除却に対して、費用の一部を補助します。

対象となる住宅

老朽化し、そのまま放置すれば倒壊などにより周辺の住環境に影響を及ぼす恐れのある空き家

対象となる人

補助対象住宅の所有者、またはその相続人など

対象となる工事

・市内業者が解体する工事
・令和4年1月末までに事業が完了する工事
※他にも要件がありますので、事前に建築住宅課までお問い合わせください。

補助金額

補助対象事業費または国の定める額のいずれか少ない方の金額の80%(千円未満切り捨て、上限160万円)

事前申込受付期間

5月6日(木)～6月7日(月)
※土日、祝日を除く

申込受付場所

建築住宅課(郵送可)

注意事項

- ・申請時にすでに開始(契約)している工事は対象になりません。
- ・本補助金は事前申し込みにより市職員が現地調査を行います。調査の結果、補助対象とならない場合がありますのでご了承ください。
- ・老朽危険度の高いものから優先して補助予定者とします。

